

◎佐賀県条例第2号

佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県職員等の旅費に関する条例（昭和29年佐賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 帰住 職員が死亡した場合において、その遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 職員、その配偶者又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対して旅費を支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>3～7 略</p> <p>第7条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第3条第2項第1号から第3号までの規定に該当する場合には、</u></p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 帰住 職員が<u>退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 職員、その配偶者又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対して旅費を支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>職員が退職した日の属する月の翌月の末日以前に帰住した場合において、その帰住に係る旅行について旅費を支給する必要があると知事が認めるときには当該職員</u></p> <p>(4) 略</p> <p>3～7 略</p> <p>第7条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第3条第2項（第3号を除く。）の規定に該当する場合には、</u></p>

改正前	改正後
<p>旅費計算上の旅行日数は、<u>第1項但書</u>及び前項の規定により計算した日数による。</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項第6号</u>に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。</p> <p>第16条の2 削除</p> <p>(近距離旅行の旅費)</p> <p>第24条 在勤公署又は住所若しくは居所からの路程が8キロメートル未満の旅行については、旅費は支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に規定する額の旅費を支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(退職者等の旅費)</p> <p>第26条 略</p> <p>(遺族の旅費)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 略</p>	<p>旅費計算上の旅行日数は、<u>第1項ただし書</u>及び前項の規定により計算した日数による。</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項第4号</u>に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。</p> <p>(近距離旅行の旅費)</p> <p>第24条 在勤公署又は住所若しくは居所からの路程が8キロメートル未満の旅行については、旅費は支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に規定する額の旅費を支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>県内の在勤公署又は住所若しくは居所から県内の目的地に旅行する場合（同一地域内において旅行する場合を含む。）において、現に公共交通機関を利用するときは、当該公共交通機関の旅客運賃に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃</u></p> <p>(退職者等の旅費)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 <u>第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、職員が退職した日を赴任を命ぜられた日とみなして、赴任の例に準じて計算した旧在勤地から帰住地までの旅費とする。</u></p> <p>(遺族の旅費)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 略</p>

改正前	改正後
<p>3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第22条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、第22条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の佐賀県職員等の旅費に関する条例の規定は、令和元年8月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。